

令和8年9月10日

四万十町自伐林家等登録制度のお知らせ

この制度は、四万十町内の自伐林業者および自伐林業者で構成される少人数の事業体の活動状況を把握し、林業に関する知識・技術を修得する研修や補助事業等の支援制度などの周知を行うものです。

つきましては、下記の要件に該当する方は、登録をお願いいたします。

自伐林業者の要件

1. 自らが所有している町内の森林で林業に取り組む者、または自らは森林を所有していないが、他者から委託を受けて町内の森林で林業に取り組む者、または、その者で構成される少人数の事業体
2. 法人格を有していないこと

■受 付 役場農林水産課林業振興室、大正・十和各地域振興局地域振興課、興津出張所まで
■提出書類 自伐林家等登録申請書（受付場所に備えています）

◎お問合せ 役場農林水産課林業振興室 Tel22-3113（担当：田中翔太）

